

(証券コード 6824)
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市淀川区三津屋中2丁目5番4号
新コスモス電機株式会社
代表取締役社長 高橋良典

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合であっても、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市淀川区三津屋中2丁目1番4号
当社 本社A棟2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.new-cosmos.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルスによる感染症拡大防止への対応について

本総会における新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止に向けた当社の対応について以下にご案内申し上げますとともに、株主の皆さまにおかれましてはご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

### 1. 株主さまへのお願い

- 株主さまには可能な限り書面（議決権行使書）による議決権の事前行使をお願いいたします。議決権行使方法につきましては、本書1頁をご参照ください。
- 本総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、新型コロナウイルスによる感染症の拡大状況をご確認のうえ、健康と安全面から慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方におかれましては、くれぐれもご無理なさらなうようお願いいたします。
- 会場内の座席は、例年よりも相当程度数を減らし、間隔を空けた配置とします。そのため、会場が満席になった場合は、ご入場をお断りせざるを得ない場合がございます。
- 本総会会場にご入場の際は必ずマスクをご着用ください。ご来場者の皆さまには、受付にて体温測定をさせていただき、発熱・体調不良と見受けられる方、マスクを着用されていない方は、入場をお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。

### 2. 会場運営について

- 当社スタッフは、検温・健康状態の確認を徹底し、マスクを着用して対応いたします。
- 株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行う予定です。

株主総会当日までの新型コロナウイルスによる感染症拡大の状況や政府の対処方針の変更等により、上記の措置を変更する場合がございます。株主さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前にインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.new-cosmos.co.jp/>）を必ずご確認くださいませようお願いいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を最重要課題のひとつと考え、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり当期の期末配当およびその他の剰余金の処分とさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金37円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は456,472,330円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額  
事業拡張積立金 500,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 事業目的の追加

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

#### (2) 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の現行定款第5条（公告の方法）を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

#### (3) 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）削除と法改正（電子提供措置等）への対応

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (4) 責任限定契約対象範囲の変更

有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第20条第2項および同第21条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第20条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### (5) 法令改正に伴う条数の整備他

その他法令改正に伴う条数の整備、字句の修正等所要の変更をするものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>下記の</u>事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災、防犯、ガス漏れ警報器、検知器の製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出</li> <li>2. ～10. (条文省略)</li> </ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の</u>事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災、防犯、ガス漏れ警報器、検知器の<u>開発</u>、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出</li> <li>2. ～10. (現行どおり)</li> </ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名内、監査役は4名内とする。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第20条 当社は、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名<u>以内</u>、監査役は4名<u>以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第20条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第21条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後1年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了するそれぞれの事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定める。また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定める<u>ことができる</u>。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定める。また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |



### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たか はし よし のり典<br>高 橋 良 典<br>(1953年4月19日生)<br>再任                                                                                  | 1977年4月 当社入社<br>2004年4月 当社インダストリー事業部副事業部長<br>2009年4月 当社執行役員 技術開発本部長<br>2010年6月 当社取締役上席執行役員<br>2013年7月 当社取締役常務執行役員<br>2014年7月 当社取締役 副社長執行役員<br>2017年4月 当社代表取締役社長（現）                              | 34,900株    |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>高橋良典氏は、主に産業用ガス警報器関連業務に従事し、現在は代表取締役社長を務めております。当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>     |                                                                                                                                                                                                 |            |
| 2     | まつ ばら よし ゆき幸<br>松 原 義 幸<br>(1959年2月8日生)<br>再任                                                                                   | 1982年3月 当社入社<br>1997年4月 当社研究開発本部商品開発第三部長<br>2005年6月 当社取締役<br>2009年4月 当社取締役上席執行役員<br>2010年6月 当社取締役常務執行役員<br>2011年7月 当社取締役専務執行役員<br>2014年7月 当社取締役 副社長執行役員(現)<br>(現 リビング営業本部担当 兼 海外本部担当 兼 センサ本部担当) | 38,500株    |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>松原義幸氏は、主に民生用ガス警報器関連業務に従事し、現在は取締役 副社長執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | かな<br>金<br>い<br>井<br>たか<br>隆<br>お<br>生<br>(1960年7月31日生)<br>再任 | 1979年3月 当社入社<br>2004年4月 当社インダストリ事業部東日本営業<br>部長<br>2009年4月 当社執行役員 インダストリ事業部<br>長 兼 東日本支社長<br>2010年6月 当社取締役上席執行役員<br>2020年7月 当社取締役常務執行役員 (現)<br>(現 メンテナンス担当)                                   | 28,000株        |
|           |                                                               | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>金井隆生氏は、主に営業関連業務に従事し、現在は取締役常務執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                              |                |
| 4         | たけ<br>竹<br>うち<br>内<br>とおる<br>徹<br>(1958年11月4日生)<br>再任         | 1981年4月 大阪ガス株式会社入社<br>2008年6月 同社兵庫導管部長<br>2008年6月 同社副理事<br>2011年4月 同社大阪地区保安統括<br>2013年4月 当社顧問<br>2013年7月 当社執行役員<br>2014年4月 当社執行役員 事業戦略室副室長<br>2014年6月 当社取締役上席執行役員(現)<br>(現 経営企画室担当 兼 生産本部担当) | 4,969株         |
|           |                                                               | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>竹内徹氏は、主に経営企画関連業務に従事し、現在は取締役上席執行役員を務めております。前職の大手都市ガス会社および当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                               |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                           | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                   | はっ<br>服<br>とり<br>部<br>まさ<br>雅<br>お夫<br>夫<br>(1959年2月15日生)<br><br>再任 | 1984年4月 東邦ガス株式会社入社<br>2007年12月 同社西部支社長<br>2012年6月 同社環境部長<br>2016年6月 当社顧問(出向)<br>2016年7月 当社執行役員 中部支社長(出向)<br>2017年6月 当社取締役上席執行役員(現)<br>(現 インダストリ営業本部長 兼 中部支社長)                                                  | 3,800株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>服部雅夫氏は、大手都市ガス会社におけるエネルギー関連の豊富な経験と実績を有しており、現在は取締役上席執行役員を務めております。これら豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                |                |
| 6                                                                                                                                   | むら<br>村<br>た<br>田<br>たい<br>泰<br>ぞう<br>造<br>(1959年7月5日生)<br><br>再任   | 1985年4月 株式会社サステック入社<br>1997年4月 同社大阪本社経理部長<br>2007年11月 当社入社<br>2011年8月 当社管理本部経理財務部長<br>2016年7月 当社執行役員 管理本部副本部長<br>兼 経理財務部長<br>2020年4月 当社執行役員 管理本部長 兼 経理<br>財務部長<br>2020年6月 当社取締役上席執行役員(現)<br>(現 管理本部長 兼 内部統制担当) | 1,600株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>村田泰造氏は、主に経理・財務関連業務に従事し、現在は取締役上席執行役員管理本部長を務めております。当社における財務および会計に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                       | ふり が な<br>氏 (生年月日)                                 | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                           | にし うえ よし のり<br>西 上 佳 典<br>(1967年7月19日生)<br><br>再 任 | <p>1994年4月 当社入社</p> <p>2009年8月 当社品質管理本部 リビング品質管理部長</p> <p>2012年4月 当社技術開発本部 第一開発部長</p> <p>2015年4月 当社経営企画室 事業開発部長 兼 技術開発本部副本部長</p> <p>2018年7月 当社執行役員 技術開発本部副本部長 兼 第一開発部長</p> <p>2020年4月 当社執行役員 技術開発本部長</p> <p>2020年6月 当社取締役上席執行役員 (現)</p> <p>(現 品質管理本部担当 兼 技術開発本部長)</p>                           | 2,515株         |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>西上佳典氏は、主に家庭用ガス警報器の開発関連業務および品質管理業務に従事し、現在は取締役上席執行役員技術開発本部長を務めております。当社における開発業務に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 8                                                                                                                                                           | う だか とし ひろ<br>宇 高 利 浩<br>(1962年2月20日生)<br><br>新 任  | <p>1984年4月 フィガロ技研株式会社入社</p> <p>2006年4月 同社営業技術部長</p> <p>2008年6月 同社取締役 副営業部門長</p> <p>2012年4月 同社取締役 第一営業部門長</p> <p>2014年4月 同社取締役 営業部門長</p> <p>2018年4月 同社常務取締役 営業部門長</p> <p>2020年4月 同社代表取締役社長 (現)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>フィガロ技研株式会社 代表取締役社長</p> <p>費加羅傳感科技(上海)有限公司 董事長</p> <p>天津費加羅電子有限公司 董事長</p> | 3,500株         |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>宇高利浩氏は、中国における企業経営の経験、およびガスセンサ事業についての深い知見を有しております。これらの経験を活かし、当社グループの国内外における今後の事業展開への適切な助言を期待して、新たに取締役としての選任をお願いするものです。</p>    |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9                                                                                                                                                         | て<br>手<br>じま<br>島<br>はじめ<br>肇<br>(1944年12月21日生)<br><br>再任<br>社外<br>独立役員 | 1967年4月 田熊汽罐製造株式会社（現 株式会<br>社タクマ）入社<br>1998年6月 株式会社タクマ取締役 新エネ・環<br>境本部長<br>2002年6月 同社常務取締役<br>2004年4月 同社取締役 専務執行役員<br>プラント建設統轄本部長<br>2005年4月 同社代表取締役社長<br>2007年3月 京都大学大学院博士課程修了<br>工学博士<br>2013年4月 株式会社タクマ 取締役会長<br>2015年7月 同社相談役<br>2017年6月 当社社外取締役（現）<br>2018年4月 株式会社タクマ 顧問<br>2020年4月 同社 名誉顧問（現）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社タクマ 名誉顧問 | 一株             |
| <b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br>手島肇氏は、長年にわたる企業経営で培われた高い見識を有しており、現在も社外取締役として、経営全般に適切な意見をいただいております。引き続き当社の経営を独立の立場から監視・監督いただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。 |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                  | ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 10                                                                                                                                                                                         | ひろ<br>た<br>ひろ<br>ずみ<br>廣<br>田<br>博<br>清<br><br>(1958年1月15日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> | 1980年3月 岩谷産業株式会社入社<br>2007年6月 同社執行役員<br>2009年6月 同社取締役執行役員<br>2011年4月 同社常務取締役執行役員<br>2013年4月 同社専務取締役執行役員<br>業務部、広報部、総務人事部、<br>法務部 各担当<br>2015年4月 同社専務取締役執行役員<br>産業ガス・機械事業本部長、<br>水素エネルギー部担当<br>2017年6月 岩谷物流株式会社取締役会長<br>岩谷液化ガスターミナル株式会社<br>取締役会長<br>2018年5月 岩谷液化ガスターミナル株式会社<br>代表取締役社長<br>2021年1月 岩谷産業株式会社専務執行役員<br>総合エネルギー本部長、生活物資本<br>部、カートリッジガス本部 各担当<br>2021年4月 同社専務執行役員<br>総合エネルギー事業本部長<br>兼 エネルギー本部長<br>2022年6月 同社専務執行役員<br>総合エネルギー事業本部長<br>兼 エネルギー本部長<br>兼 生活物資本部長 (現)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>岩谷産業株式会社 専務執行役員<br>エル・エナジー株式会社 代表取締役社長<br>セントラル石油瓦斯株式会社 取締役<br>マルチ産業株式会社 取締役<br>株式会社ファミリーガス広島 取締役 | 一株             |
| <b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br>廣田博清氏は、大手商社におけるエネルギー関連の豊富な経験と知識を有しております。これらの経験を活かし、社外取締役として当社の経営を適切に監督し、経営全般に関して助言・提言を行うことで、当社の企業価値向上に貢献していただけることを期待して、新たに社外取締役候補者としての選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

- (注) 1. 宇高利浩氏は当社の子会社であるフィガロ技研株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に仕入等の取引関係があります。
2. 廣田博清氏は、岩谷産業株式会社の専務執行役員を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 手島肇氏と廣田博清氏は、社外取締役候補者であり、手島肇氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 手島肇氏は現在、当社の社外取締役であり、本総会終結時の社外取締役在任期間は5年となります。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者はその職務の執行に関し責任を負うことまたは、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、手島肇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合、当社と同氏の間当該契約を継続する予定であります。また、廣田博清氏につきましても、原案通りに選任が承認された場合には、同様の契約を新たに締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、1993年6月25日開催の第34回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、事業報告31頁に記載の当社の「取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して取締役会において決定されており、相当であるものと判断しております。

以 上



## 参 考

### 取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役会は、当社が必要とする豊富な知識、深い知見、高度な専門性を有する人材で構成することとし、社外取締役にあたっては、多様な視点から業務執行を監督するために、社外取締役全体の専門性、経験、業種の多様性、バランスを考慮し、当社の中期的な経営課題を適切に監督するための専門性・経験を有している人材で構成することを方針としております。

第3号議案「取締役10名選任の件」が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

| 取締役候補者         |                |          | 在任年数 | 専門性と経験       |               |              |          |                  |                |                  |
|----------------|----------------|----------|------|--------------|---------------|--------------|----------|------------------|----------------|------------------|
|                |                |          |      | 企業経営<br>経営戦略 | グローバル<br>ビジネス | 技術開発<br>品質管理 | 財務<br>会計 | 法務・リスク<br>マネジメント | 営業・マーケ<br>ティング | ESG・サステ<br>ナビリティ |
| たか<br>高橋       | よし<br>のり<br>良典 |          | 12年  | ○            | ○             | ○            |          |                  | ○              | ○                |
| まつ<br>松原       | よし<br>ゆき<br>義幸 |          | 17年  | ○            | ○             | ○            |          |                  | ○              |                  |
| かな<br>金井       | たか<br>お<br>隆生  |          | 12年  | ○            |               |              | ○        |                  | ○              |                  |
| たけ<br>うち<br>竹内 | とお<br>る<br>徹   |          | 8年   | ○            |               | ○            |          |                  |                | ○                |
| はつ<br>とり<br>服部 | まさ<br>お<br>雅夫  |          | 5年   |              |               | ○            |          |                  | ○              |                  |
| むら<br>た<br>村田  | たい<br>ぞう<br>泰造 |          | 2年   |              |               |              | ○        | ○                |                | ○                |
| にし<br>うえ<br>西上 | よし<br>のり<br>佳典 |          | 2年   |              | ○             | ○            |          |                  |                |                  |
| う<br>だか<br>宇高  | とし<br>ひろ<br>利浩 | 新任       | —    | ○            | ○             |              | ○        |                  | ○              | ○                |
| て<br>しま<br>手島  | はじめ<br>肇       | 社外<br>独立 | 5年   | ○            | ○             | ○            |          | ○                |                | ○                |
| ひろ<br>た<br>廣田  | ひろ<br>ずみ<br>博清 | 新任<br>社外 | —    | ○            |               |              |          | ○                | ○              |                  |

以 上

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

###### [全般的概況]

当連結会計年度におけるわが国経済は持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況が続いており、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境のなか、当社グループは家庭用ガス警報器関連、工業用定置式ガス検知警報器関連、業務用携帯型ガス検知器関連ならびに、住宅用火災警報器関連の開発、さらには独自のガスセンサ技術を活かした保安機器や省エネルギー機器の開発、コロナ対策関連機器や社会共創を目的とした環境対応機器の開発、各種通信技術を活かした長距離データ通信や各種情報(天気・災害・防災その他)をお知らせする機能を付加したIoT機器等の開発等を行ってまいりました。さらに、当社グループのネットワークを活かし世界中のガス事故ゼロを目指し、より一層、安全・安心で快適な環境づくりに貢献するため、高性能・高品質・高付加価値製品の開発に取り組むとともに、積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

その結果、売上高は343億3千5百万円と前期に比べ16.1%の増収となりました。経常利益は前期に比べ62.8%増の60億4千5百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ53.5%増の37億7千5百万円となりました。

商品別の概況は以下のとおりであります。

###### [商品別営業の概況]

##### ・家庭用ガス警報器関連

都市ガス用につきましては、海外市場における警報器ならびにガスセンサの需要が好調に推移し、前期を上回りました。

L P ガス用につきましては、システム型警報器の販売が順調に推移し、前期を上回りました。

その結果、家庭用ガス警報器関連の売上高は前期に比べ19.3%増の165億3千2百万円となりました。

・ 工業用定置式ガス検知警報器関連

国内の電力、石油、化学ならびに国内外のエレクトロニクス業界向けのガス検知警報器の販売が好調に推移し、売上高は前期に比べ19.7%増の94億8千9百万円となりました。

・ 業務用携帯型ガス検知器関連

国内の鉄鋼業界の販売が好調に推移し、前期に比べ6.4%増の57億9千7百万円となりました。商品別の売上高は次のとおりであります。

| 商 品 区 分         | 売上高(百万円) | 構成比 (%) | 前期比 (%) |
|-----------------|----------|---------|---------|
| 家庭用ガス警報器関連      | 16,532   | 48.2    | 119.3   |
| 工業用定置式ガス検知警報器関連 | 9,489    | 27.6    | 119.7   |
| 業務用携帯型ガス検知器関連   | 5,797    | 16.9    | 106.4   |
| そ の 他           | 2,515    | 7.3     | 107.6   |
| 合 計             | 34,335   | 100.0   | 116.1   |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額はセンサ工場、研究開発用機器、生産設備、ソフトウェア等を含め総額10億1千8百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における借入、増資および社債発行による重要な資金調達はありません。

## (2) 財産および損益の状況の推移

| 項 目                      | 第 60 期<br>2018年4月から<br>2019年3月まで | 第 61 期<br>2019年4月から<br>2020年3月まで | 第 62 期<br>2020年4月から<br>2021年3月まで | 第 63 期<br>2021年4月から<br>2022年3月まで<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 28,501                           | 27,773                           | 29,576                           | 34,335                                        |
| 経 常 利 益(百万円)             | 2,958                            | 2,343                            | 3,712                            | 6,045                                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 1,713                            | 1,475                            | 2,459                            | 3,775                                         |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 138.62                           | 119.32                           | 198.71                           | 304.93                                        |
| 総 資 産(百万円)               | 41,395                           | 41,432                           | 45,813                           | 50,181                                        |
| 純 資 産(百万円)               | 31,188                           | 32,312                           | 35,360                           | 39,002                                        |
| 1株当たり純資産額(円)             | 2,378.41                         | 2,463.10                         | 2,695.14                         | 2,959.81                                      |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                            | 資 本 金      | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容            |
|--------------------------------------------------|------------|---------|--------------------------|
| 新コスモス電機<br>メンテナンス株式会社                            | 30百万円      | 100.0%  | ガス検知警報器等の<br>保守点検および工事   |
| コスモスサービス株式会社                                     | 30百万円      | 100.0%  | ガス検知警報器等の<br>保守点検および工事   |
| イズズ電機株式会社                                        | 20百万円      | 80.0%   | ガス検知警報器等の組立製造            |
| 新考思莫施電子(上海)<br>有 限 公 司                           | 20百万人民元    | 100.0%  | ガス検知警報器等の<br>製造および販売     |
| フィガロ技研株式会社                                       | 99百万円      | 66.6%   | ガスセンサ等の研究開発<br>および製造販売   |
| NEW COSMOS ELECTRIC<br>K O R E A C O . , L T D . | 1,500百万ウォン | 100.0%  | ガス検知警報器等の<br>輸入販売および保守点検 |
| New Cosmos USA, Inc.                             | 100万ドル     | 100.0%  | ガス検知警報器等の<br>輸入販売および保守点検 |

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済の先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、国際情勢等による不透明感がみられるなかで、部品の供給不足や原材料価格の上昇などの下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社グループは、「私たちは、センシング技術とサービスで、世界中の安全・安心・快適な環境創りに挑戦します」を使命とし、防災・安全に加え環境、ヘルスケア、省エネ関連などへの分野へ踏み込み、家庭用から工業用までをカバーするガス警報器・ガスセンサの総合メーカーとして事業の発展に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスによる感染症の影響により社会経済活動が制限され、新たな価値観に基づく社会への意識が高まっております。コロナ禍が契機となり、これまでとは異なる働き方が求められるなかで、当社グループとしての新たな働き方を追求してまいります。

##### 1. お客さま視点に立った製品の開発

家庭や産業の現場におけるガスによる爆発・中毒事故を未然に防ぐための製品、火災の早期発見に役立つ製品、また、作業環境における危険化学物質を監視して安全確保に役立つ製品等、時代とともに変化するお客さまのニーズに対応した製品開発が求められます。そして、それぞれの市場で課題を解決するため、先進技術の導入・活用を進め、技術競争力の強化と差別化をはかり、開発のスピード化、生産性のさらなる向上、コストダウンの実現を進め、信頼される高機能、高付加価値製品の開発に努めてまいります。

##### 2. 海外事業の強化

「世界中からガス事故を無くす」という当社グループの使命を実現するため、世界中に当社グループのガス警報器・ガスセンサをお届けするためグローバル展開の推進を行っております。

北米および中国における電池式メタン警報器の販売強化に加え、東南アジア等成長地域での販売強化や競争力のあるセンサの重点分野への拡販を行っております。その他の地域でも代理店網の充実、整備をすすめており、今後はさらにユーザー志向を徹底することと現地企業の深耕を強化し、シェアの拡大とサービス体制の整備・確立をはかりながら海外事業の強化に取り組んでまいります。

##### 3. 持続的な成長の基盤となるセンサ技術の研究開発

当社グループはセンシング技術の強化をはかり、MEMS技術を活用したガスセンサの展開と新センサの開発への取り組みを行っております。

当社グループは独創的な発想のもとで、数々の革新的なガスセンサをこれまでに生み出し、さまざまな製品を市場に提供してきました。今後は、グループ間の協業をさらに深め、新たなステージへの挑戦と研究開発の充実をはかってまいります。

#### 4. お客様の満足度を上げていく営業、サービス体制の充実

当社グループは、市場でお客様がかかえる課題を解決するため、効果的に製品やノウハウをご提供できるよう、営業体制・アフターサービスの強化に努め、さらにメンテナンス事業やソリューション事業の強化によりお客様満足度の向上に取り組んでまいります。

#### 5. 経営の効率化、原価の低減

企業間競争の舞台がグローバル化し、さらに事業環境は日々変化しております。今後、より選択的な経営資源の投入による経営の効率化、開発のスピードアップ、生産性のさらなる向上と原価の低減により収益体制を強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

#### 6. コンプライアンスの徹底

当社グループは事業活動を展開するにあたり、コンプライアンスの徹底を掲げ、法令や社会規範を遵守することで、より高い評価と信頼に繋げてまいります。

以上の課題に加えて、当社グループは経営理念にあるように、未来への挑戦、人的資源の成長、ステークホルダーの尊重とコミュニケーションの充実に積極的に取り組み、社会とともに発展し、SDGsの各ゴールを意識した社会に貢献できる会社の実現を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

主に下記の製造および販売を行っております。

- ① 家庭用ガス警報器関連
- ② 工業用定置式ガス検知警報器関連
- ③ 業務用携帯型ガス検知器関連

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の本社および事業所の状況

| 名 称        | 所 在 地         | 名 称       | 所 在 地       |
|------------|---------------|-----------|-------------|
| 本 社 ・ 工 場  | 大 阪 府 大 阪 市   | 新 潟 営 業 所 | 新 潟 県 新 潟 市 |
| コスモセンサセンター | 兵 庫 県 三 木 市   | 静 岡 営 業 所 | 静 岡 県 静 岡 市 |
| 西 日 本 支 社  | 大 阪 府 大 阪 市   | 北 陸 営 業 所 | 石 川 県 金 沢 市 |
| 東 日 本 支 社  | 東 京 都 港 区     | 岡 山 営 業 所 | 岡 山 県 倉 敷 市 |
| 中 部 支 社    | 愛 知 県 名 古 屋 市 | 広 島 営 業 所 | 広 島 県 広 島 市 |
| 札 幌 営 業 所  | 北 海 道 札 幌 市   | 九 州 営 業 所 | 福 岡 県 福 岡 市 |
| 仙 台 営 業 所  | 宮 城 県 仙 台 市   |           |             |

② 子会社の事業所の状況

| 会 社 名                              | 名 称 | 所 在 地           |
|------------------------------------|-----|-----------------|
| 新コスモス電機メンテナンス株式会社                  | 本 社 | 東京都千代田区         |
| コスモサービス株式会社                        | 本 社 | 大阪府大阪市          |
| イズズ電機株式会社                          | 本 社 | 兵庫県尼崎市          |
| 新考思莫施電子(上海)有限公司                    | 本 社 | 中華人民共和国上海市      |
| フィガロ技研株式会社                         | 本 社 | 大阪府箕面市          |
| NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD. | 本 社 | 大韓民国京畿道城南市      |
| New Cosmos USA, Inc.               | 本 社 | アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 855名    | 25名増        |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者を含みません。  
2. 使用人数には、臨時使用人 (年間平均人員 346名) は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 436名    | 4名増         | 44.2歳   | 18.2年       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者を含みません。  
2. 使用人数には、臨時使用人 (年間平均人員 179名) は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先       | 借 入 額       |
|-------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,112,500千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年3月14日開催の取締役会において、100%子会社である新考思莫施電子（上海）有限公司が子会社（孫会社）を設立することを決議し、2022年4月18日に設立いたしました。なお、当該子会社（孫会社）は当社の特定子会社となります。

現地法人の概要 (2022年4月18日時点)

- ・会社名 新考思莫施智能裝備（遼寧）有限公司
- ・所在地 中華人民共和国遼寧省
- ・資本金 1,200 万人民币元
- ・出資比率 新考思莫施電子（上海）有限公司100%
- ・代表者 劉 玉



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,561,000株
- ③ 株主数 999名
- ④ 大株主 (上位10位)

| 株 主 名                     | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|---------------------------|----------|----------|
| 岩 谷 産 業 株 式 会 社           | 3,353    | 27.18    |
| 有 限 会 社 ア ー ル ・ ケ イ       | 572      | 4.64     |
| 新 コ ス モ ス 電 機 取 引 先 持 株 会 | 554      | 4.49     |
| 新 コ ス モ ス 電 機 従 業 員 持 株 会 | 479      | 3.88     |
| 笠 原 美 都 子                 | 475      | 3.86     |
| 大 阪 瓦 斯 株 式 会 社           | 442      | 3.58     |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社       | 385      | 3.12     |
| 齋 賀 優 子                   | 371      | 3.01     |
| 重 盛 徹 志                   | 337      | 2.73     |
| リ ン ナ イ 株 式 会 社           | 251      | 2.04     |

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                  | 株 式 数 ( 株 ) | 交 付 対 象 者 数 ( 名 ) |
|------------------|-------------|-------------------|
| 取締役 ( 社外取締役を除く ) | 7,300       | 7                 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (223,910株) を控除して計算しております。  
 2. 発行済株式の総数には自己株式 (223,910株) を含んでおります。  
 3. 当社の株式報酬の内容につきましては、31頁「事業報告 2.(2) ⑦ 取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地 位           | ふ り が な<br>氏 名          | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                |
|---------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | たか はし よし のり<br>高 橋 良 典  |                                                                                                          |
| 取 締 役         | まつ ばら よし ゆき<br>松 原 義 幸  | 副社長執行役員 リビング営業本部担当 兼<br>海外本部担当 兼 センサ本部担当                                                                 |
| 取 締 役         | かな い たか お生<br>金 井 隆 生   | 常務執行役員 メンテナンス担当                                                                                          |
| 取 締 役         | たけ うち とおる<br>竹 内 徹      | 上席執行役員 経営企画室担当 兼 生産本部担当                                                                                  |
| 取 締 役         | はっ とり まさ お夫<br>服 部 雅 夫  | 上席執行役員 インダストリ営業本部長 兼<br>中部支社長                                                                            |
| 取 締 役         | あま もと た ろう<br>天 本 太 郎   | フィガロ技研株式会社取締役会長                                                                                          |
| 取 締 役         | むら た たい ぞう<br>村 田 泰 造   | 上席執行役員 管理本部長 兼 総務人事部長 兼<br>経理財務部長 兼 内部統制担当                                                               |
| 取 締 役         | にし うえ よし のり<br>西 上 佳 典  | 上席執行役員 品質管理本部担当 兼 技術開発本部長                                                                                |
| 取 締 役         | て じま はじめ<br>手 島 肇       | 株式会社タクマ名誉顧問                                                                                              |
| 取 締 役         | し みず ひさ ゆき<br>清 水 尚 之   | 岩谷産業株式会社常務執行役員 生活物資本部長<br>国際衛生株式会社 取締役<br>関電ガスサポート株式会社 監査役<br>株式会社ファミリーガス広島 監査役<br>一般財団法人エルピーガス振興センター 理事 |
| 常 勤 監 査 役     | いい もり りゅう<br>飯 森 龍      |                                                                                                          |
| 監 査 役         | やま ぎし かず ひこ<br>山 岸 和 彦  | あさひ法律事務所弁護士・パートナー<br>住友ベークライト株式会社 社外監査役<br>公益社団法人日本スカッシュ協会監事                                             |
| 監 査 役         | やなぎ さわ あり ひろ<br>柳 澤 有 廣 | 畢馬威財務諮詢股份有限公司<br>(KPMG Deal Advisory Limited, Taiwan) 首席顧問                                               |
| 監 査 役         | はやし き み よ代<br>林 紀 美 代   | 公認会計士<br>大日本塗料株式会社 社外取締役                                                                                 |

- (注) 1. 監査役林紀美代氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役の手島肇氏、清水尚之氏は、社外取締役であり、当社は手島肇氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役の山岸和彦氏、柳澤有廣氏、林紀美代氏は、社外監査役であり、当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 当事業年度中における取締役および監査役の異動

イ. 就任

2021年6月29日開催の第62回定時株主総会において、清水尚之氏が社外取締役に選任され、就任いたしました。

ロ. 退任

2021年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役野村雅男氏は任期満了により退任いたしました。

ハ. 当事業年度中における取締役の地位・担当等の異動

2021年4月1日付の組織変更および役員異動において次のとおりとなりました。

| 氏名    | 新                                  | 旧                                          |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| 村田 泰造 | 取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 経理財務部長 兼 内部統制担当 | 取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 経理財務部長 兼 内部統制担当 兼 広報室担当 |

2021年12月13日付の役員異動において次のとおりとなりました。

| 氏名    | 新                                           | 旧                                  |
|-------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 村田 泰造 | 取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理財務部長 兼 内部統制担当 | 取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 経理財務部長 兼 内部統制担当 |

③ 当事業年度後における取締役の地位・担当等の異動

2022年4月1日付の組織変更および役員異動において次のとおりとなりました。

| 氏名    | 新                         | 旧                                           |
|-------|---------------------------|---------------------------------------------|
| 村田 泰造 | 取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 内部統制担当 | 取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理財務部長 兼 内部統制担当 |

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分               | 人数(名)     | 報酬等の種類別の額(千円)       |               |               | 報酬等の総額(千円)          |
|------------------|-----------|---------------------|---------------|---------------|---------------------|
|                  |           | 基本報酬                | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等        |                     |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10<br>(3) | 109,659<br>(10,800) | 37,500<br>(-) | 14,767<br>(-) | 161,926<br>(10,800) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 27,000<br>(16,200)  | -<br>(-)      | -<br>(-)      | 27,000<br>(16,200)  |
| 合計               | 14        | 136,659             | 37,500        | 14,767        | 188,926             |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月25日開催の第34回定時株主総会において年額2億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

また、これとは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2019年6月27日開催の第60回定時株主総会において、年額5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、割当てる譲渡制限付株式の総数は年35,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は10名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第50回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は4名です。

4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出しており、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当該指標を選択しました。

当事業年度の業績連動報酬等は、前事業年度の経常利益を基に、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、職位別の基準額に対し経営計画の達成度合等を総合的に勘案し、取締役の個人別の報酬等を算定しております。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は31頁「事業報告 2.(2)

⑦ 取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に記載しております。

6. 報酬等の決定の委任に関しまして、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長高橋良典がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の評価配分といたします。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業等についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役村田泰造との協議に基づき原案を作成し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該原案の内容を踏まえ決定いたします。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役手島肇氏は、株式会社タクマ名誉顧問を兼務しております。当社と兼職先とは特別な関係はありません。
- ・ 取締役清水尚之氏は、岩谷産業株式会社常務執行役員生活物資本部長、国際衛生株式会社取締役、関電ガスサポート株式会社監査役および株式会社ファミリーガス広島監査役、一般財団法人エルピーガス振興センター理事を兼務しております。当社と岩谷産業株式会社の間には製品販売等の取引関係があります。当社とその他の各兼職先とは特別な関係はありません。
- ・ 監査役山岸和彦氏は、あさひ法律事務所弁護士・パートナー、住友ベークライト株式会社社外監査役および公益社団法人日本スカッシュ協会監事を兼務しております。当社と各兼職先とは特別な関係はありません。
- ・ 監査役柳澤有廣氏は、畢馬威財務諮詢股份有限公司(KPMG Deal Advisory Limited, Taiwan) 首席顧問を兼務しております。当社と兼職先とは特別な関係はありません。
- ・ 監査役林紀美代氏は、公認会計士、大日本塗料株式会社社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先とは特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

| 区 分   | 氏 名     | 取 締 役 会   |        | 監 査 役 会   |        |
|-------|---------|-----------|--------|-----------|--------|
|       |         | 出席回数／開催回数 | 出席率(%) | 出席回数／開催回数 | 出席率(%) |
| 取 締 役 | 手 島 肇   | 12 / 12回  | 100    | —         | —      |
| 取 締 役 | 清 水 尚 之 | 8 / 8回    | 100    | —         | —      |
| 監 査 役 | 山 岸 和 彦 | 12 / 12回  | 100    | 10 / 10回  | 100    |
| 監 査 役 | 柳 澤 有 廣 | 12 / 12回  | 100    | 10 / 10回  | 100    |
| 監 査 役 | 林 紀 美 代 | 11 / 12回  | 92     | 10 / 10回  | 100    |

・取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役手島肇氏は、主に企業経営の経験者としての見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。独立の立場から当社の意思決定過程における中立的な監督機能を担っております。

取締役清水尚之氏は、2021年6月29日開催の第62回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。取締役会においては、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当社の経営を適切に監督し、企業価値向上のため経営全般に関する発言を行っております。

監査役山岸和彦氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役柳澤有廣氏は、事業戦略に関する豊富な経験や実績を有しており、専門的な視点から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役林紀美代氏は、取締役会において、企業経営に係る経験と見識に基づいて、適宜、発言を行っております。また、監査役会において、公認会計士として会計および財務に関する豊富な経験と専門的見地から、様々な発言を行っております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役手島肇氏、清水尚之氏および、社外監査役山岸和彦氏、柳澤有廣氏、林紀美代氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

### ⑥ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

### ⑦ 取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしています。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。



基本報酬額の決定に関しまして、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とします。役位、職責、在任年数に応じ、他社水準、当社業績、従業員の給与水準を考慮し、総合的に勘案して決定いたします。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を基本報酬と合わせて翌事業年度に月例の固定報酬として支給いたします。目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、取締役会から委任を受けた代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役の協議を踏まえた見直しを行うものとします。

代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役が最も適しているからであります。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、役位、職責、在任年数に応じ、実績、業績貢献度等を考慮して総合的に勘案して決定された額を基礎に付与株式数を算定し、毎年、一定の時期に付与いたします。

報酬等の割合に関しまして、業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役の協議により検討いたします。代表取締役社長は検討した種類別の報酬割合を勘案し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね基本報酬を45～95%、業績連動報酬等を0～40%、非金銭報酬等を5～15%といたします。

報酬等の決定の委任に関しまして、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の評価配分といたします。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう代表取締役社長および代表取締役社長の指名を受けた取締役の協議に基づき原案を作成し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該原案の内容を踏まえ決定いたします。



### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称 協立神明監査法人

(注) 従来より当社が会計監査を受けている協立監査法人は、2022年4月1日付で神明監査法人と合併し、名称を協立神明監査法人に変更しております。

#### ② 報酬等の額

|                                      | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 19,850千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,850千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

##### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に職務執行を監督します。

取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針等に従い、各監査役の監査対象となっています。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報を、法令および社内の文書管理規程に則り保存・管理します。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、全社的なリスク状況の監視ならびに全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うこととしております。

また、リスク管理規程を制定し、各部門において必要に応じてマニュアルを作成し整備してまいります。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織・職務権限規程、業務分掌規程および稟議決裁規程によって、取締役の妥当な職務範囲および意思決定ルールを制定しております。

また、原則として毎月1回取締役会を開催し、重要事項の検討や業務の運用状況の把握を行っております。

##### ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、全社コンプライアンス体制の整備をはかりながら、業務分掌規程に則って各部門長が責任をもって体制を整備してまいります。

また、内部監査室を設置しており、内部監査室長は重要な会議に出席することによって、職務の執行が法令および定款に適合することを確認しております。

##### ⑥ 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、関係会社管理規程を制定しております。また、当社取締役・使用人が子会社の役員を兼務し、企業集団における業務の適正を確保しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社では、現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置することといたします。  
なお、現時点においては、監査役会はその職務を補助する使用人を置くことを求めてはおりません。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑨ 企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
(1) 当社では、取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行います。  
その報告・情報提供としての主なものは、次のとおりです。  
イ 当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況  
ロ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更  
ハ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容  
ニ 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付  
(2) 当社では、企業集団の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべき事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告します。  
(3) 当社は、監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の取締役および使用人に周知徹底します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還等の手続きに応じるものとします。
- ⑪ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、会計監査人および内部監査室から必要に応じて監査内容の報告を受け、相互に連携をはかるようにします。  
また、管理本部の使用人が、必要に応じて監査役職務の監査を補助しております。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社および当社グループ会社は、金融商品取引法その他関係法令ならびに一般に公正妥当と

認められる会計基準にもとづき適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程を整備するとともに、財務報告に係るリスクの予防・発見・是正に努め、財務報告に係る内部統制の体制の構築、維持、向上に努めます。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〕

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引の防止に努め、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕

反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、法令および企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識にもとづき、対応部署を総務部とし、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。

また、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の情報収集、排除に努めています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・原則毎月1回の定例取締役会のほか、年間10回の本部長会議を開催し、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定、各議案の審議、業務執行状況等の監督等、経営に関する重要な事項を決定しております。そして毎月の予算実績の分析・評価を行い、対策の検討をするとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・原則毎月1回の事業戦略会議を開催し、事業活動における重要課題の協議・決定と部門間調整等を執り行いました。
- ・監査役会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか重要な会議へ出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- ・当社および当社グループの役職員が守らなければならない基本原則である「企業行動憲章」「企業行動マニュアル」を遵守し、その遵守の徹底をはかっております。
- ・コンプライアンス体制の充実をはかるため、総務部内に法務グループを設置しております。従来の取り組みに加え、強化月間の設定や各職場・職種のニーズに応じた研修を実施するなど、法令遵守の意識高揚をはかっております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は、四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,356,127	流動負債	8,689,597
現金及び預金	15,184,908	支払手形及び買掛金	4,389,295
受取手形及び売掛金	9,355,023	短期借入金	50,000
棚卸資産	8,323,235	1年内返済予定の長期借入金	410,000
その他	569,758	未払法人税等	1,205,890
貸倒引当金	△76,798	賞与引当金	749,888
固定資産	16,825,440	製品保証引当金	155,604
有形固定資産	7,557,217	その他	1,728,917
建物及び構築物	2,289,183	固定負債	2,489,337
機械装置及び運搬具	962,304	長期借入金	792,500
土地	3,149,257	退職給付に係る負債	1,173,669
建設仮勘定	320,261	繰延税金負債	300,992
その他	836,210	役員退職慰労引当金	136,750
無形固定資産	1,470,335	その他	85,424
ソフトウェア	163,747	負債合計	11,178,934
のれん	1,246,444	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	25,925	株主資本	34,863,464
その他	34,218	資本金	1,460,000
投資その他の資産	7,797,887	資本剰余金	942,938
投資有価証券	5,176,373	利益剰余金	32,806,871
繰延税金資産	426,881	自己株式	△346,345
その他	2,195,682	その他の包括利益累計額	1,651,927
貸倒引当金	△1,050	その他有価証券評価差額金	1,220,595
資産合計	50,181,567	為替換算調整勘定	275,853
		退職給付に係る調整累計額	155,479
		非支配株主持分	2,487,240
		純資産合計	39,002,633
		負債純資産合計	50,181,567

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	34,335,851
売上原価	17,864,253
売上総利益	16,471,598
販売費及び一般管理費	11,038,716
営業利益	5,432,882
営業外収益	621,885
受取利息	13,050
受取配当金	85,995
仕入割引	4,070
持分法による投資損益	73,173
受取保険金	36,763
為替差益	337,913
その他	70,919
営業外費用	9,767
支払利息	5,374
その他	4,392
経常利益	6,045,000
特別損失	17,415
固定資産売却損	45
固定資産除却損	7,745
投資有価証券評価損	9,624
税金等調整前当期純利益	6,027,584
法人税、住民税及び事業税	1,865,409
法人税等調整額	△136,605
当期純利益	4,298,779
非支配株主に帰属する当期純利益	523,324
親会社株主に帰属する当期純利益	3,775,455

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,460,000	938,360	29,473,387	△257,077	31,614,670
会計方針の変更による 累積的影響額			△8,659		△8,659
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,460,000	938,360	29,464,728	△257,077	31,606,010
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△433,311		△433,311
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,775,455		3,775,455
自己株式の取得				△99,654	△99,654
自己株式の処分		4,578		10,386	14,965
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	4,578	3,342,143	△89,267	3,257,454
当連結会計年度末残高	1,460,000	942,938	32,806,871	△346,345	34,863,464

	その他の包括利益累計額				非支配株 主 持 主 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,593,405	△13,289	171,952	1,752,068	1,993,674	35,360,413
会計方針の変更による 累積的影響額						△8,659
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,593,405	△13,289	171,952	1,752,068	1,993,674	35,351,753
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△433,311
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,775,455
自己株式の取得						△99,654
自己株式の処分						14,965
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△372,810	289,142	△16,473	△100,140	493,566	393,425
当連結会計年度変動額合計	△372,810	289,142	△16,473	△100,140	493,566	3,650,879
当連結会計年度末残高	1,220,595	275,853	155,479	1,651,927	2,487,240	39,002,633

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 新コスモス電機メンテナンス株式会社
コスモスサービス株式会社
イズム電機株式会社
新考思莫施電子（上海）有限公司
フィガロ技研株式会社
Figaro USA, Inc.
費加羅傳感科技（上海）有限公司
NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD.
New Cosmos USA, Inc.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 新潟コスモス株式会社
New Cosmos-BIE B.V.
コスモス販売株式会社
- ・連結範囲から除いた理由 非連結子会社3社は小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 天津費加羅電子有限公司
上海松江費加羅電子有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 新潟コスモス株式会社
New Cosmos-BIE B.V.
コスモス販売株式会社
フォーリーブス株式会社
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- ③ 持分法適用手続きに関する特記事項
持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記
該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、新考思莫施電子（上海）有限公司、費加羅傳感科技（上海）有限公司、NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD.、New Cosmos USA, Inc.の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券
- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
- ロ. 棚卸資産
- ・ 製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産

定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
新考思莫施電子（上海）有限公司は、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等につきましては財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。
--
- ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年

- 八、製品保証引当金 度に負担すべき額を計上しております。
製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績率等に基づき、見込額を計上しております。
- 二、役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、家庭用ガス警報器、工業用定置式ガス検知警報器、業務用携帯型ガス検知器の製造販売、据付工事、試運転調整、及びメンテナンスサービスを主な事業としております。

機器の製造販売につきましては、当該製品を顧客へ引渡しした時点において顧客が支配を獲得し履行義務を充足していると判断し引渡し時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である取引については、出荷時に収益を認識しております。

メンテナンスサービス、及び工業用定置式ガス検知警報器のうち据付工事、試運転調整などの役務提供を伴う履行義務につきましては検収を受けた時点において履行義務を充足していると判断し検収時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来出荷時に収益を認識しておりました工業用製品に係る売上の一部について、検収時に収益を認識することといたしました。また、支給先に原材料等を譲渡する有償支給取引に関して、従来は当該原材料等の対価を収益として認識しておりましたが、当該原材料等の対価を収益として認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,198,932千円減少し、売上原価は1,199,576千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ644千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は8,659千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額

「機械及び装置」6,300千円、「工具器具備品」2,209千円は国庫補助金受入れによる圧縮記帳額であり、取得価額より減額しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	64,387千円
土地	222,938千円
計	287,326千円
② 担保にかかる債務	
長期借入金	550,000千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	12,724,477千円
(4) 偶発債務	
債務保証 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
New Cosmos-BIE B.V. (315,000ユーロ)	43,060千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数	
普通株式	12,561,000株
(2) 自己株式の保有数	
普通株式	当連結会計年度期首の株式数 180,677株
	当連結会計年度増加株式数 50,533株
	当連結会計年度減少株式数 △7,300株
	当連結会計年度末の株式数 223,910株
(3) 配当に関する事項	
① 配当金支払額	
決議	2021年6月29日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	433,311千円
1株当たり配当額	35円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日
② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの	
決議予定	2022年6月28日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	456,472千円
1株当たり配当額	37円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日
なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。	

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金にて運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売業務管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	3,770,346	3,770,346	－
(2) 長期借入金	1,202,500	1,202,181	△318

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式（連結貸借対照表計上額1,406,027千円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	3,664,417	－	－	3,664,417
債券	－	105,929	－	105,929

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,202,181	－	1,202,181

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	家庭用ガス 警報器関連 (千円)	工業用定置式 ガス検知警報器 関連 (千円)	業務用携帯型 ガス検知器関連 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
顧客との契約から 生じる収益	16,532,995	9,489,599	5,797,768	2,515,488	34,335,851

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1.(5)④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債（期首残高） 201,664千円

契約負債（期末残高） 189,089千円

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主にメンテナンスサービス関連における販売代金の前受金等であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、135,600千円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,959.81円

1株当たり当期純利益 304.93円

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,075,268	流動負債	6,173,372
現金及び預金	4,350,137	支払手形	183,852
受取手形	563,015	電子記録債務	2,423,559
電子記録債権	2,174,022	買掛金	1,509,973
売掛金	4,918,895	1年内返済予定の長期借入金	150,000
製品	1,604,204	未払金	690,326
仕掛品	1,243,701	未払法人税等	353,336
原材料及び貯蔵品	3,027,837	未払費用	162,674
前払費用	130,308	賞与引当金	390,922
その他	136,639	製品保証引当金	155,604
貸倒引当金	△73,495	その他	153,122
固定資産	16,331,084	固定負債	1,553,636
有形固定資産	5,193,528	長期借入金	487,500
建築物	1,526,070	退職給付引当金	907,289
構築物	24,091	繰延税金負債	77,236
機械及び装置	51,206	その他	81,610
工具器具備品	735,255	負債合計	7,727,008
土地	2,699,952	(純資産の部)	
建設仮勘定	156,951	株主資本	25,460,461
無形固定資産	185,484	資本金	1,460,000
借地権	25,527	資本剰余金	944,211
電話加入権	6,078	資本準備金	934,443
ソフトウェア	127,784	その他資本剰余金	9,767
施設利用権	169	利益剰余金	23,402,595
ソフトウェア仮勘定	25,925	利益準備金	365,000
投資その他の資産	10,952,071	その他利益剰余金	23,037,595
投資有価証券	4,853,266	事業拡張積立金	6,900,000
関係会社株式	4,870,906	別途積立金	10,995,450
その他の関係会社有価証券	83,624	繰越利益剰余金	5,142,145
関係会社出資金	300,856	自己株式	△346,345
その他	844,467	評価・換算差額等	1,218,882
貸倒引当金	△1,050	その他有価証券評価差額金	1,218,882
資産合計	34,406,352	純資産合計	26,679,343
		負債純資産合計	34,406,352

損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,740,005
売 上 原 価	14,362,743
売 上 総 利 益	8,377,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,370,990
営 業 利 益	2,006,271
営 業 外 収 益	490,945
営 業 外 費 用	5,551
経 常 利 益	2,491,665
特 別 損 失	1,461
固 定 資 産 除 却 損	1,461
税 引 前 当 期 純 利 益	2,490,203
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	574,377
法 人 税 等 調 整 額	2,532
当 期 純 利 益	1,913,293

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金						
						事業拡張 積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金			繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,460,000	934,443	5,189	939,632	365,000	6,400,000	3,958	10,995,450	4,166,864	21,931,273	△257,077	24,073,828
会計方針の変更による 累積的影響額									△8,659	△8,659		△8,659
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,460,000	934,443	5,189	939,632	365,000	6,400,000	3,958	10,995,450	4,158,204	21,922,613	△257,077	24,065,168
当期変動額												
剰余金の配当									△433,311	△433,311		△433,311
当期純利益									1,913,293	1,913,293		1,913,293
積立金の増加						500,000			△500,000	-		-
積立金の取崩							△3,958		3,958	-		-
自己株式の取得											△99,654	△99,654
自己株式の処分			4,578	4,578							10,386	14,965
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	4,578	4,578	-	500,000	△3,958	-	983,940	1,479,982	△89,267	1,395,292
当期末残高	1,460,000	934,443	9,767	944,211	365,000	6,900,000	-	10,995,450	5,142,145	23,402,595	△346,345	25,460,461

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,592,637	1,592,637	25,666,466
会計方針の変更による 累積的影響額			△8,659
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,592,637	1,592,637	25,657,806
当期変動額			
剰余金の配当			△433,311
当期純利益			1,913,293
積立金の増加			-
積立金の取崩			-
自己株式の取得			△99,654
自己株式の処分			14,965
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△373,755	△373,755	△373,755
当期変動額合計	△373,755	△373,755	1,021,537
当期末残高	1,218,882	1,218,882	26,679,343

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等につきましては財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績率等に基づき、見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、家庭用ガス警報器、工業用定置式ガス検知警報器、業務用携帯型ガス検知器の製造販売、据付

工事、試運転調整、及びメンテナンスサービスを主な事業としております。

機器の製造販売につきましては、当該製品を顧客へ引渡しした時点において顧客が支配を獲得し履行義務を充足していると判断し引渡し時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である取引については、出荷時に収益を認識しております。

メンテナンスサービス、及び工業用定置式ガス検知警報器のうち据付工事、試運転調整などの役務提供を伴う履行義務につきましては検収を受けた時点において履行義務を充足していると判断し検収時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来出荷時に収益を認識しておりました工業用製品に係る売上の一部について、検収時に収益を認識することといたしました。また、支給先に原材料等を譲渡する有償支給取引に関して、従来は当該原材料等の対価を収益として認識しておりましたが、当該原材料等の対価を収益として認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は836,472千円減少し、売上原価は837,116千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ644千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は8,659千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,400,195千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

New Cosmos-BIE B.V. (315,000ユーロ) 43,060千円

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 1,891,000千円

関係会社に対する短期金銭債務 634,899千円

(4) 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額

「機械及び装置」6,300千円、「工具器具備品」2,209千円は国庫補助金受入れによる圧縮記帳額であり、取得価額より減額しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費は、次のとおりであります。

一般管理費 1,539,867千円

当期製造費用 183,529千円

計 1,723,396千円

(2) 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物付属設備 1,033千円

機械装置及び運搬具 0千円

工具器具備品 428千円

計 1,461千円

(3) 関係会社との取引高

売上高 3,491,127千円

仕入高 4,729,604千円

その他営業取引による取引高 11,603千円

営業取引以外による取引高 187,206千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の保有数

普通株式 223,910株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
退職給付引当金	277,449千円
製品保証引当金	47,583千円
賞与引当金	119,543千円
貸倒引当金	22,474千円
役員退職慰労引当金	24,956千円
減損損失	68,536千円
未払事業税	28,706千円
その他	65,472千円
繰延税金資産小計	654,722千円
評価性引当額	△86,303千円
繰延税金資産合計	568,419千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△115,388千円
その他有価証券評価差額	△530,267千円
繰延税金負債合計	△645,656千円
繰延税金負債の純額	△77,236千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△2.4%
住民税均等割	0.8%
税額控除	△6.1%
在外子会社からの受取配当金に係る源泉税	0.3%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び主要株主等（会社等）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	岩谷産業(株)	大阪市中央区	35,096	卸売業	(被所有割合)27.18	当社製品の販売	当社製品の販売	2,033,097	売掛金	477,940
									電子記録債権	760,116

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等は、取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,162.53円

1株当たり当期純利益 154.53円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

新コスモス電機株式会社

取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 手島 達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新コスモス電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新コスモス電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場

合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している

かどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

新コスモス電機株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 朝田 潔
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 手島 達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新コスモス電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

新コスモス電機株式会社 監査役会

監査役（常勤） 飯 森 龍

監査役（社外監査役） 山 岸 和 彦

監査役（社外監査役） 柳 澤 有 廣

監査役（社外監査役） 林 紀 美 代

(注) 新型コロナウイルス感染防止対応により、監査役は記名のみとした。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区三津屋中2丁目1番4号
当社本社A棟2階ホール
電話 (06) 6308-3112



〈交通手段〉

- ・電車でお越しの場合
阪急神戸線「神崎川」駅から徒歩約8分
(阪急「大阪梅田」駅から「神崎川」駅までは普通電車で約6分)
- ・バスでお越しの場合
大阪シティバス「三津屋」バス停から徒歩約5分
(「大阪駅前」から97系統「加島駅前」行乗車約15分)